

令和5年度海外EC活用支援事業補助金 Q & A

1 補助対象者について

Q 1-1 : 個人事業主ですが応募できますか。

A 1-1 : 対象となります。なお、1年以上の事業歴が必要です。

Q 1-2 : NPO法人ですが応募できますか。

A 1-2 : 本事業ではNPO法人は対象となりません。

Q 1-3 : 法人格を持たない複数の企業のグループですが応募できますか。

A 1-3 : 代表1社(者)が事業経費の執行管理を全て管理する場合は応募できます。

Q 1-4 : これから創業する予定ですが、応募できますか。

A 1-4 : 少なくとも1回以上の確定申告を行っていることが応募の条件となります。

2 補助対象事業について

Q 2-1 : 国内のECサイト (Amazonや楽天など) への出店は対象になりますか。

A 2-1 : 対象になりません。海外ECサイトへの出店が条件となります。

Q 2-2 : 自社ドメインの海外ECサイトを作成し、海外の消費者へ販売することは対象になりますか。

A 2-2 : 対象になります。また、自社ドメインのECサイトを海外の消費者が購入できるように改修する経費も補助対象です。

Q 2-3 : 既に海外ECサイトに出店していますが対象になりますか。

A 2-3 : 下記のケースであれば対象となります。

- (1) 既出店ECサイトとは別の国・地域を対象とするECサイトへの出店
- (2) 同一の国・地域でも別のECサイトへの出店
- (3) 既出店ECサイトへの「新たな商品」の出品

Q 2 - 4 : 補助対象期間のみの事業計画は対象になりますか。

A 2 - 4 : 補助対象期間（交付決定日～令和6年1月末）のみ実施する事業計画は対象になりません。将来にわたる継続的な海外販路開拓の取組が対象となりますので、少なくとも3年程度の事業計画を策定してください。

Q 2 - 5 : 海外の事業者との取引を目的とする海外ECサイトへの出店は対象になりますか。

A 2 - 5 : 本事業では、海外の消費者へ販売するECサイトのみが対象となり、企業間取引のためのECサイトは対象になりません。
なお、ECサイトへの出店の結果、卸業者との取引が発生した場合でも補助対象から排除されることはありません。

Q 2 - 5 : 輸出代行や出店代行を使用しても対象になりますか。

A 2 - 5 : 対象になります。

3 補助対象経費について

Q 3 - 1 : 交付決定日（R5.6月上旬予定）まで海外ECサイトに出店している場合、交付決定日以降の出店料等は対象になりますか。

A 3 - 1 : 交付決定日以降に着手（契約・申込）した経費が対象となります。

Q 3 - 2 : 交付決定日までに徴取した見積は対象になりますか。

A 3 - 2 : 見積書の徴取のみにとどまり、契約前であれば対象となります。

Q 3 - 3 : 補助対象期間中の経費は、補助対象期間後に支払った経費でも補助対象になりますか。

A 3 - 3 : 令和6年1月末日までに支払いが完了していることが確認できる経費が対象となります。

Q 3 - 4 : 国内ECサイトと海外ECサイトを一体的に行う場合の経費は対象となりますか。

A 3 - 4 : 海外ECサイトにかかる経費のみが対象となります。

Q 3 - 5 : 販売用商品の仕入れ代金は対象になりますか。

A 3 - 5 : 対象になりません。

Q 3-6 : 出店にかかる費用で、令和6年1月末日以降の期間を含む経費を令和6年1月末日までに支払った場合は全額が対象になりますか。

A 3-6 : 補助対象期間外にかかる経費は対象になりません。年間にかかる経費などは、月数で按分した額が補助対象となります。

Q 3-7 : ECサイトへの出品作業などパソコンが必要となりますが、補助対象になりますか。

A 3-7 : 機械又は備品の購入費用は補助対象外です。

Q 3-8 : 同一期間内に本補助金と国や県の他の補助金の両方を利用することはできますか。

A 3-8 : 同一内容・同一費目に対する本制度以外の補助事業との重複利用は認められません。

(例えば、他の補助制度(中小企業庁「JAPANブランド育成支援等事業費補助金」、「デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金」等)でECサイト出店料補助を受けている場合、本補助金においてはECサイト出店料補助を受けることはできません。

なお、本補助金の交付決定後に、重複する補助金の交付決定を受けた場合は、本補助金の交付決定を減額又は取り消します。その場合、国の補助金の交付決定前に着手した経費は、国の補助金の補助対象経費とならない場合がありますので、ご注意ください。)

Q 3-9 : 輸出代行費用や出店代行費用は補助対象経費になりますか。

A 3-9 : 輸出代行費用、出店代行費用はECサイト出店経費となるので補助対象となりますが、商品の送料、消費税、販売手数料は補助対象外です。

4 審査・採択について

Q 4-1 : 事業計画の中で、どのような点が審査されますか。

A 4-1 : ①事業計画の妥当性(目的と手法の合致、事業スケジュールの具体性・妥当性、目標設定、発展・継続の可能性)、②推進体制の妥当性(担当人員、組織体制、財務状況など)、③出店する国・地域の妥当性(市場の有望性など)、④出品する商品の妥当性(市場ニーズ、優位性)、⑤本補助事業で見込まれる効果、⑥初めての海外出店、先例のない画期的な取組などを総合的に審査します。

Q4-2：事業計画の策定で注意すべき点がありますか。

A4-2：事業計画の策定に当たっては、各国の禁制品、郵送できない物、海外ECサイトに出品できない物に抵触しないよう、また輸出先国で知的財産権を侵害しないよう、ご確認をお願いいたします。

禁輸品等の確認にあたっては、下記のホームページや、ECサイトのホームページ等をご利用ください。

●禁制品の確認

ジェトロHPで各国の貿易管理制度や越境ECの留意点が確認できます。

(例) シンガポール (貿易管理制度)

https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/trade_02.html

シンガポール (日本からの輸出に係る制度)

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/foods/exportguide/>

シンガポール (越境ECに関する留意点)

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/W-150802.html>

●郵送できない物の確認

日本郵便HPで輸送禁止物品が確認できます。

・ 郵送禁止物品

<https://www.post.japanpost.jp/int/use/restriction/airmail/index.html>

・ 国・地域別情報 (国際郵便条件表)

<https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/>

●知的財産権の確認

輸出国先の知的財産権の確認にあたっては、公社が運営するINPIT埼玉県知財総合支援窓口の無料カウンセリングをご利用ください。

・ INPIT埼玉県知財総合支援窓口

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/saitama/>



●越境ECの基礎知識について

中小機構「中小企業のためのEC活用支援ポータルサイト【ebiz】」で、各国の越境ECの特徴などを無料動画で学ぶことができます。

・ 越境ECオンライン講座 <https://ec.smrj.go.jp/overseas/>

●その他実施計画の策定について

産業振興公社取引支援グループでは、事業計画の策定のアドバイス等を実施しています。お気軽にご相談ください。

・ 海外ビジネス相談窓口 (TEL : 048-647-4086 / E-Mail : sbcs@saitama-j.or.jp)

Q 4 - 3 : 交付申請書に添付する「補助対象経費積算書類」はどういった書類を提出すればよいですか。

A 4 - 3 : 見積書、料金表、カタログパンフレットなど、補助対象経費の金額を算出するために使用した書類を添付してください。

Q 4 - 4 : 面接やプレゼンがありますか。

A 4 - 4 : 書面による審査のみとなります。(取り組む内容を漏れなく事業計画書に記載してください。)

※必要に応じて問い合わせることがあります。

5 補助金の交付について

Q 5 - 1 : 交付決定した金額以上に経費が発生したのですが、交付決定額を超える補助金はもらえますか。

A 5 - 1 : 交付決定した金額が補助金の上限となります。仮に交付決定額 30 万円だった場合、実際の補助対象経費の 2 分の 1 が 50 万円となっても補助金は 30 万円となります。

Q 5 - 2 : 補助金はいつもらえますか。

A 5 - 2 : 補助金は補助対象事業終了後、精算払いとなります。その間の資金は補助対象者自身で確保してください。事業完了後、実績報告書を公社へ提出していただき、内容審査及び確定検査を実施し補助金額を確定します。その後、補助金請求書を公社へ提出いただいた後、約 2 週間後に指定された金融機関口座に振込む予定です。

Q 5 - 3 : 補助金交付要綱に、補助事業終了後 5 年間は補助事業の実施結果に関する調査に応じる必要があるとの記載がありますが、どのようにすればいいのですか。

A 5 - 3 : 必要に応じて、公社が別途指示する方法により対応していただきます。

Q 5 - 4 : 事業は令和 6 年 1 月までなのになぜ 5 年間の調査に応じる必要があるのですか。

A 5 - 4 : 国税を原資とする補助金の効果を適切に把握するためです。

6 その他

Q 6-1 : 本Q & Aに記載されていない注意事項はありますか。

A 6-1 : 本Q & Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。
ご不明な点は下記までお問い合わせください。

公益財団法人埼玉県産業振興公社 取引支援グループ
電話 048-647-4086 Email ; sbsc@saitama-j.or.jp